

株主等による 法定備置書類の閲覧等請求

弁護士 上里 美登利

第1 閲覧等請求権の意義

株主や債権者等(以下「株主等」)は、会社法(以下「法」)上、一定の要件の下で、株主名簿や定款、計算書類、事業報告、株主総会の議事録等、法律が定める書類について、閲覧・謄写等の請求を行うことができる事が定められている。

これらの権利行使に関しては、請求を行い得る株主等の立場、請求を受ける会社の立場からも、各書類に関する権利の内容と、各論点に関する裁判所の判断内容を把握しておくことは有益である。本稿では、紙面スペースの制約から、問題となりやすい書類に関する基本的な事項をまとめることとした。

第2 各法定書類に関する権利と裁判所の判断例

1 株主総会議事録

- ・株主、債権者の閲覧・謄写請求権(法318条4項)
親会社社員は裁判所の許可要(法318条5項)
- ・請求権者である「債権者」への該当性について：法182条の4第1項に基づき株式の買取請求をした者は、同法182条の5第5項に基づく支払を受けた場合であっても、上記株式の価格につき会社との協議が調い又はその決定に係る裁判が確定するまでは、同法318条4項にいう「債権者」に当たるとした(最判令和3年7月5日/金融・商事判例1631号2頁)。同日、最判令和2年(受)第4号計算書類閲覧謄写請求上告事件(判例秘書L07610123)でも、「債権者」への該当性を認めた。
- ・請求拒絶の可否について：会社法上拒絶事由の定めはないが、東京地判昭和49年10月1日(判例時報772号91頁)は、旧商法下において、株主に認められた閲覧・謄写請求権の目的を逸脱し、権利の濫用に該当する場合、会社は請求を拒絶できるとした。

2 株主名簿

- ・株主、債権者の閲覧・謄写請求権(法125条2項)
親会社社員は裁判所の許可要(法125条4項)
- ・委任状の勧誘を目的とする株主名簿の閲覧等を認めた(東京高決平成20年6月12日/金融・商事判例

1295号12頁、東京地決平成22年7月20日/金融・商事判例1348号14頁)。

- ・株主が公開買付けへの応募及び委任状の各勧誘等の目的を有することは株主名簿の閲覧拒否事由に該当しないとした(東京地決平成24年12月21日/金融・商事判例1408号52頁)。
- ・最決平成22年9月14日(資料版商事法務321号58頁)は、名古屋高決平成22年6月17日(資料版商事法務316号201頁：金商法上の損害賠償請求権を行使するための調査は、法125条3項1号の「株主の権利の確保又は行使に関する調査」には該当しないというべきであると判断)は正当として是認できるとの理由で、抗告を棄却。
- ・会社が株主名簿閲覧謄写請求を争ったことによる株主名簿閲覧謄写の遅滞等により、株主総会の決議の方法が著しく不公正であるとの主張を排斥(東京地判令和6年3月27日/金融・商事判例1700号32頁)。

3 取締役会議事録

- ・株主の閲覧・謄写請求権(法371条2項)
但し、監査役設置会社等の株主は裁判所の許可要(法371条3項)。
債権者、親会社社員も裁判所の許可要(法371条4項、5項)。
- ・期間：会社法上備置が義務づけられている期間の取締役会議事録(10年)に限られ、その期間を超えて会社が任意に保存していた取締役会議事録は、閲覧・謄写の許可の対象とならないと判断(東京地決平成18年2月10日/判例時報1923号130頁)。
- ・議事録の存在：請求株主は、閲覧・謄写請求の対象となる取締役会議事録が存在することを疎明する必要がある(東京地決平成18年2月10日/判例時報1923号130頁)。
- ・権利行使の対象となり得る事実関係または権利行使の要否を検討するに値する特定の事実関係が存在し、閲覧・謄写の結果によっては権利行使すると想定することができる場合であって、かつ、当該権利行使に係る取締役会議事録の閲覧・謄写を求めているということができないのであれば、「その権利を行使するため」の必要性の疎明として足りると判示された(東京地決平成18年2月10日/判例時報1923号130頁)。
- ・株主総会における株主提案、同理由説明及び事前質問を行うために必要性が認められるとして、株主による取締役会議事録の閲覧謄写が許可された

(大阪高決平成25年11月8日/判例時報2214号105頁)。
・福岡高決平成21年6月1日(金融・商事判例1332号54頁)は、「株主の地位に仮託して、個人的な利益を図るため本件M&Aを巡る訴訟の証拠収集目的」で本件申請をした、また、「被申請人取締役会の審議の内容が企業秘密たる事項であることは明らか」であり「将来の事業実施等についても重大な打撃が生じるおそれがあるのであって、このことは…全株主にとどめ著しい不利益を招くおそれがある」などと認定し、原決定を取り消して却下した。

4 会計帳簿

・閲覧・謄写請求権(法433条1項)

但し、総株主の議決権の3%以上を有する株主(法433条1項)

親会社社員は裁判所の許可要(法433条3項)

・対象の特定:関連する会計帳簿等を特定できる程度に、請求の理由を具体的に明らかにする必要がある(最判平成2年11月8日/判例時報1372号131頁)。

・1号の拒絶事由:請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき(法433条2項1号)について、最判平成16年7月1日(判例タイムズ1162号129頁)は、株式の譲渡につき定款で制限を設けている株式会社又は有限会社において、その有する株式又は持分を他に譲渡しようとする株主又は社員が、上記の手続に適切に対処するため、上記株式等の適正な価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧謄写請求は、特段の事情が存しない限り、株主等の権利の確保又は行使に関して調査をするために行われたものであって、第1号所定の拒絶事由に該当しないものと解するのが相当であるとした。

・3号の拒絶事由:請求者が当該会社の業務と実質的に「競争関係」にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき(法433条2項3号)について

「単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者(完全子会社)がその親会社と一体的に事業を営んでいると評価できるような場合において、当該事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含む」とされた(東京高決平成19年6月27日/金融・商事判例1276号28頁)。

さらに、現に競業を行っている会社またはその関係者(取締役・社員・株主等)に限らず、近い将来

競業を行う蓋然性が高い会社またはその関係者も該当すると解されている(東京地決平成6年3月4日/判例タイムズ875号265頁)。

第3 今後について

株主や債権者がその権利行使のために、会社が備え置く書類の閲覧・謄写等の請求をする機会は、今後さらに増えていくものと予想される。過去の裁判例を概観すると、書類の開示に消極的な判断がされている例も見受けられたが、時代と共に変化していくのか、今後の動向を注視したい。